

Q & A

実務家のための フリーランス法の

ポイントと実務対応

編集

第二東京弁護士会
労働問題検討委員会

新日本法規

〔Q6〕 「業務委託事業者」及び「特定業務委託事業者」の定義と規制の相違

Q フリーランス法の適用対象となる「業務委託事業者」と「特定業務委託事業者」とはどのような事業者をいうのですか。また、両者の規制内容はどのように違うのですか。

A 「業務委託事業者」とは、従業員や役員の有無を問わず、特定受託事業者に業務委託する事業者をいい、個人事業主や一人会社である法人であっても業務委託事業者に該当し得ます。他方で、特定業務委託事業者とは、業務委託事業者のうち、従業員を使用する個人事業主、又は、二人以上の役員があり若しくは従業員を使用する法人をいいます。取引条件の明示義務（法3）は、「業務委託事業者」全般に適用されますが、その他の規制は「特定業務委託事業者」にのみ適用されます。

解説

1 業務委託事業者の定義

業務委託事業者とは、特定受託事業者に業務委託する事業者をいい、従業員や役員の有無を問いません（法2⑤）。そのため、特定受託事業者に業務委託する事業者であれば、従業員を使用していない個人事業主や一人会社等の法人であっても業務委託事業者に該当します。

2 特定業務委託事業者の定義

特定業務委託事業者とは、特定受託事業者に業務委託する事業者のうち、従業員を使用する個人事業主、又は、二人以上の役員があり若

しくは従業員を使用する法人をいいます（法2⑥）。

ここでいう「従業員を使用」の意味は、特定受託事業者（いわゆるフリーランス）の定義における「従業員の使用」の意味と同一であり、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法上の労働者）を雇用することを意味しますが、直接、そのような労働者を雇用する場合だけでなく、派遣契約に基づき派遣先として上記①及び②の要件を満たす派遣労働者を受け入れる場合も含むとされています（解釈ガイドライン第1部4・第1部1（1）参照）。なお、同居親族のみを使用して事業を行う場合は、「従業員を使用」することには該当しません。

これは、フリーランス法において「従業員を使用」しているといえるためには当該事業者が「組織」としての実態を有していることが必要であり、組織としての実態があると認められるためには、ある程度継続的な雇用関係が前提となるためです（渡辺正道ほか「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の概要」ジュリスト1589号47頁（2023年））。なお、上記の判断は雇用保険の被保険者の基準と同一です。

3 業務委託事業者と特定業務委託事業者との規制の相違

業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託を発注する場合、発注者の従業員や役員の有無を問わず、業務委託事業者は、書面又は電磁的方法による取引条件の明示義務を負います（法3）。また、当然のことながら、特定業務委託事業者は業務委託事業者にも該当しますので、特定業務委託事業者も、書面又は電磁的方法による取引条件の明示義務を負います。

そして、特定業務委託事業者に該当する場合、特定業務委託事業者は、上述した書面又は電磁的方法による取引条件の明示義務（法3）に加え、報酬の支払期日、支払遅延の禁止（法4）、募集情報の的確表示

〔Q39〕 配送の再委託の場合の報酬の支払遅延

Q 私(A)は配送フリーランスとして仕事をしており、C社→B社→Aという業務委託という流れの中で、B社(従業員を使用)との間で業務委託契約を締結しています。私は、B社はC社から委託を受けており、私は再委託であることや、私の報酬はB社がC社から報酬の支払を受けてから支払われることや、その支払期日がいつかという話は聞いていました。しばらくの間、B社からの報酬は約束どおり支払われていましたが、突然報酬が支払われなくなりました。私は、B社の担当者に催促したのですが、「ちょっと待って頂けますか」と言うだけでその後1か月以上支払ってくれません。B社の行為は、フリーランス法において違法にはならないのでしょうか。また、私はC社に対して直接報酬を請求することはできないのでしょうか。

A B社が、Aに対する発注時に、C社からB社への報酬支払期日(元委託支払期日)をAに明示していた場合、元委託支払期日から起算して30日以内にAに報酬を支払わなければフリーランス法4条3項に違反します。フリーランス法には、再委託の場合に元委託者からフリーランスへの直接報酬支払義務を定めた規定はないため、C社に対しては請求できません。

解説

1 再委託の場合の支払遅延の禁止(B社への請求)

配送業務を委託することは、役務の提供の委託(法2③二、解釈ガイドライン第1部1(2)ウ(ア))に該当します。したがって、本件の取引には

フリーランス法が適用されます。そして、特定業務委託事業者がフリーランスに業務委託をした場合には、役務提供日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに報酬を支払う義務があります（法4①⑤）。支払期日を定めなかったときは、役務提供日が支払期日とみなされ、また、役務提供日から起算して60日を超えて支払期日を定めたときは、役務提供日から起算して60日を経過した日が支払期日とみなされます（法4②）（〔Q11〕参照）。

上記が、フリーランス法におけるフリーランスへの報酬の支払期日の原則ですが、本件のように特定業務委託事業者がフリーランスに再委託する場合には、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内にフリーランスに対し報酬を支払わなければならないという例外規定があります（法4③⑤）。ただし、この例外が適用されるのは、①再委託である旨、②元委託者（本件ではC社）の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他符号であって元委託者を識別できるもの及び③元委託業務（本件ではC社からB社に委託された配送業務）の対価の支払期日（規則（公取委関係）6）を特定業務委託事業者がフリーランスに対し発注時に明示した場合に限られます（〔Q12〕参照）。

本件では、B社が従業員を使用していることから、特定業務委託事業者に該当するところ、B社がAに発注する際に、B社はAに対し、①再委託である旨と②元委託者C社の商号、③C社からB社への報酬支払期日（元委託支払期日）も明示していたということですので、フリーランス法4条3項の例外が適用され、B社はAに対し、元委託支払期日から起算して30日以内の期日を報酬の支払期日と定めることができます。なお、仮に、B社とAとの間の業務委託契約上の報酬の支払期日が、元委託支払期日から起算して30日を超えて定められていたとしても、元委託支払期日から起算して30日を経過する日が支払期日とみなされます（法4④）。

〔Q53〕 契約上の業務以外の依頼を拒否したため、報酬全額の支払がなされなかった事例

Q 私は、フリーランスとして動画制作等の映像クリエイターをしております。この度、相手方（特定業務委託事業者）との間で企業紹介動画を制作し、2か月後に納品する内容の業務委託契約を締結し、成果物を納品し、校了報告を受けました。しかし、その後相手方から、動画制作の際に使用していた他の素材データのファイル一式の提出を求められました。私は、そのような取引の条件の約束はなかったことからこの依頼を拒否しましたが、相手方からファイル一式の提出がなかったら報酬は支払わないと言われました。私は、未払報酬の支払を請求できますでしょうか。

A 「成果物を納品し、校了報告を受け」ととされていますので、相手方は情報成果物の給付を受領したと評価でき、相手方はフリーランス法4条によって定められる支払期日に報酬を支払う義務を負い、フリーランスは未払報酬の支払を請求できます。また、取引条件に入っていなかった素材データファイル一式の提出要請は、不当な経済上の利益の提供要請の禁止に違反します。

解 説

1 報酬の支払について

(1) 報酬の支払期日

企業紹介動画制作を発注することは、情報成果物の作成の委託（法

2③一・④二)に該当します。したがって、本件の取引にはフリーランス法が適用されます。そして、本件の相手方は特定業務委託事業者(法2⑥)であるところ、特定業務委託事業者は、給付を受領した日から起算して60日以内(給付を受領した日を算入します。)のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定める義務があります。本件では、報酬の支払期日が明確ではありませんが、フリーランス法では業務委託の際すなわち業務委託契約締結の際に、取引条件として支払期日を明示する必要があるとされています(法3①)(取引条件明示(3条通知)義務)。そして、フリーランス法に基づけば、3条通知における支払期日が給付を受領した日から起算して60日以内に定められていたときにはその日が、給付を受領した日から起算して60日を超えて定められていたときには、給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が、本件における支払期日となります(法4①②)。また、本件において支払期日が定められていなかったときは、給付を受領した日が支払期日となります(法4②)。詳細は〔Q11〕、〔Q12〕をご参照ください。

(2) 報酬の支払義務

本件における委託の対象である情報成果物の「給付を受領した日」については、その特質から当事者間で争いが生じ得るところですが、本件においては「成果物を納品し、校了報告を受け」ていますので、この点については問題にならないと考えられます。他の素材データファイル一式については、後述のごとく委託の内容に含まれていないと考えられますので、相手方は情報成果物の給付を受領したと評価できます。

したがって、フリーランスは、(1)で検討した支払期日において報酬の支払を請求することができます。



新日本法規